

## 金融・保険市場におけるトピックス

### 【欧州・規制動向】

#### ○EIOPA、保険監督にかかる情報入手の態勢を強化

2016年7月28日、欧州保険年金監督機構（EIOPA）は、世界各国の保険市場の保険契約者を保護することを目的とし、保険監督者国際機構（IAIS）が運営する「協調と情報交換に関する理解の多国間覚書」（Multilateral Memorandum of Understanding：以下「MMoU」）に調印した。

MMoUにより、加盟国の保険監督機関は相互に情報交換を行う等の補完的な関係を作ることができ、グローバル化する保険事業に対して健全な監督態勢を構築することができる。

EIOPAは、今回の調印について「他の監督機関との協調関係を強化することによって、国際的に活動する保険会社や保険グループに対してより効果的なモニタリングを行うことができ、これによって金融機能の安定化と欧州の消費者保護が促進される。今回の調印は大変重要なものである」とのコメントを公表している。

また、EIOPAは、今回の調印に先立つ6月15日に、MMoU未調印の中国との間でも個別に情報交換に関する覚書を交わし、将来にわたって保険監督上必要な情報を直接入手できる態勢を整えつつある。

(EIOPA press release 2016.7.28 ほか)

### 【欧州・市場動向】

#### ○保険会社との提携強化を図るグーグル

グーグル・フランスは、2016年9月に開催されたモンテカルロ再保険会議で、保険会社との提携関係を強化していく戦略を明らかにした。

近年、グーグルは保険商品の価格比較サイト「Google Compare」を米国やイギリスなどで運営しており、当初は世界有数のIT企業が保険市場に参入する影響に関心が高まっていた。しかし、期待する成果が得られなかったという理由等から、2016年3月に同サイトを閉鎖している。

グーグルは、今後改めて保険市場に参入することは計画しておらず、保険会社との提携関係を強化するとしている。具体的には、アクサやアリアンツと協力して、グーグルの持つテクノロジーと保険を融合させた商品の開発に取り組んでおり、例えば、アクサはフランス等で、グーグル関連会社のNest社のスマートホーム製品を利用した保険商品を提供している。

スマートホーム製品とは、家庭の電気製品をブランドやOSを問わず連携・一括管理するもので、火災事故や漏えい事故を早期発見する効果もある。保険会社は、グーグル

との提携を通じ、こうした製品を利用することにより、従来よりも当該住宅に適した保険料を設定したり、損害額を最小限に抑えることが可能となる。

(Business Insider 2016.9.14 ほか)

## 【欧州・市場動向】

### ○ロイズが欧州大企業のサイバーセキュリティ対策に関する調査結果を公表

ロイズは、欧州の大企業の経営者 346 名を対象に、サイバーセキュリティ対策の取組状況を調査し、その結果を 9 月 20 日に公表した。

この調査では、サイバーリスクに対する認識は高まっているものの、サイバー攻撃が事業に与え得る影響についての認識は、依然として低い水準に留まっていることが明らかとなった。主な調査結果は、次のとおりである。

- サイバーセキュリティ戦略は、多くの会社で取締役会の議題に取り上げられている。サイバーリスク対策の責任者を CEO としている会社が多数（52%）であり、CIO（Chief Information Officer）としている会社は少数（10%）である。
- 過去 5 年以内にサイバー攻撃を受けた会社は 92%にのぼるものの、今後新たなサイバー攻撃を受けることを懸念している会社は 42%に留まった。
- 73%の経営者がサイバー保険に対して極めて限られた知識しか持ち合わせておらず、50%の経営者はサイバー保険によりデータ侵害による損害が補償されることを知らない。
- 2018 年 5 月施行予定の「EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation : GDPR）」は、個人データの収集、処理を行う事業者に対して多くの義務を課しているが、GDPR について「ほとんど知らない、全く知らない」と回答した経営者が 57%にのぼり、「よく知っている」という回答はわずか 7%であった。

(Lloyd's "Facing the cyber risk challenge" 2016.9.20 ほか)

## 【イギリス・市場動向】

### ○ABI の雇用に関する多様性の取組

イギリス財務省は、金融業界における公正な男女比率の実現のために、「金融女性憲章」(Women in Finance Charter) を 2016 年 3 月に公表した。金融女性憲章は、金融機関等が女性職員を経営陣・管理職に登用するよう努めること、個別の企業・団体ごとに雇用の多様性比率に関する目標を定めること、目標達成を促進するため達成状況を公表することなどを求めており、主旨に賛同した企業・団体等は、調印することによって金融女性憲章に参加する形式となっている。

2016 年 7 月 4 日、英国保険協会 (ABI) は、金融女性憲章に調印した。ABI は、従来から雇用の多様性や公正な男女比率の実現に取り組んできたが、雇用の多様性は業界全体の活性化に不可欠としている。調印に際し、ABI は、2019 年 6 月末までに管理

職層の女性の比率を 45%以上とする目標を定めるとともに、その目標達成のために、以下の 4 項目に取り組むことを公表した。

- ①ABI は管理職層への女性の昇格比率の目標を 50%以上とする。
- ②人材採用会社による ABI への管理職候補者の推薦にあたっては、男女比率を 50% 対 50%とするよう、人材採用会社に対して求める。
- ③出産・育児休暇取得者の復職比率の目標を最低 50%とし、柔軟な勤務体制を実現する。
- ④男女双方に対して、教育・能力開発の機会を平等に提供する。

なお、「金融女性憲章」には、アビバ、ダイレクトライン・グループ、ロイズなどのイギリス大手保険会社等の他、わが国の銀行を含むイギリス国外の金融機関やコンサルティング会社を含めて 72 の企業・団体等が調印している。

(ABI press release 2016.9.27 ほか)

## 【イタリア・市場動向】

### ○イタリア中部地震、保険会社への影響は限定的

2016 年 8 月 24 日にイタリア中部アマトリーチェ近郊を襲ったマグニチュード 6.2 の大地震は、近年では 2009 年に発生したマグニチュード 6.3 の地震に次ぐ 2 番目の規模となっている。

しかし、格付機関のフィッチによると、この地震による保険損害額は、1 億ユーロ（約 113 億円）から 2 億ユーロ（約 227 億円）となり、地震の規模に比べ少ない見込みである。フィッチによれば、イタリアの財産保険の収入保険料は 23 億ユーロ（約 2,610 億円）であり、今回の地震がイタリアの保険会社の引受業務や信用力に及ぼす影響は限定的と評価されている。

2009 年に発生したマグニチュード 6.3 の地震では、保険損害額は 2 億 5,000 万ユーロ（約 284 億円）であった。今回、地震の規模に比べて保険会社への影響が比較的少ないとみられる原因は、被災地域の人口密度が低かったことに加えて、地震保険への加入率も低かったことであると考えられる。今回の地震では、保険会社が支払う保険金の他にイタリア政府の全国災害防護庁が緊急支援の第一弾として 5,000 万ユーロ（約 57 億円）の拠出を宣言しており、今後、地震による主だった被害は復興に向かう見込みである。

(FitchRatings press release 2016.8.26 ほか)

## 【米国・市場動向】

### ○IIABA が自然災害に対する住宅所有者の保険加入実態調査を実施

自然災害シーズンのピークを迎え、米国独立代理店・ブローカー協会（IIABA）が 2016 年 8 月に実施した消費者（全米の 18 歳以上の成人 1,000 人）を対象とした調査

によると、多くの住宅所有者は自然災害に対して適切な条件での保険契約をしていないか、契約している保険の契約条件を十分に理解しておらず、また、被災した際に家族の生活を支えるのに十分な貯蓄もないことがわかった。

この調査結果を受けて IIABA の代表は、「驚くほど多くの住宅所有者が、ハリケーン・洪水・火災等に対する備えについて、最も基本的な準備すらしていないことが明確になった」と述べている。

調査結果の概要は、以下のとおりである。

- 回答者の 73%が、ホームオーナーズ保険では補償されない洪水損害を補償する洪水保険に加入していない。また、同 40%が、家財や家屋が全損となった場合に十分な補償が得られる条件で保険加入していないか、またはどのような条件で保険加入しているのかを理解していない。
- ホームオーナーズ保険は、時価額での補償が原則となっているため、被災時に新価（再調達価額）での補償を得るには新価保険特約付きで保険加入する必要があるが、実際に新価保険特約を付帯している割合は 58%であった。また、約 5 分の 1 以上の回答者が、時価と新価のいずれで保険加入しているのかも、正確に理解していない。
- 回答者の 28%が、家族が避難生活を 1 カ月強いられる場合に必要となる十分な生活費の蓄えがなく、3 カ月以上の避難生活を支えられる蓄えがあると回答した割合は、全体の約 3 分の 1 であった。

(Insurance Journal 2016.9.6)

## 【米国・市場動向】

### ○プログレッシブがメイン州における高齢者の自動車保険料引上げを断念

プログレッシブは、メイン州の保険当局に対して 65 歳以上の契約者の自動車保険料の 6%引上げの申請を行なっていたが、年齢のみを理由とした保険料の引上げ等を禁止する同州保険規則に反するとの理由から、同州保険当局は申請を却下した。

大手価格比較サイト業者のコンペア・ドットコムによると、年齢を理由とした保険料引上げ等を禁止するメイン州の規則は、米国においては例外的であるとしている。今回のプログレッシブの保険料引上げの動きに対しては、高齢者支援団体や全米消費者連盟のほか、国会議員や保険業界団体等が反対の意向を示すなど各方面から注目されていた。

プログレッシブは、当初、新規・更改契約の両方の保険料引上げを当局に申請していたが、6 月に先ず更改契約の保険料の引上げ申請が当局により却下され、新規契約についても 8 月に却下された。同社は、保険料引上げ申請の理由は、単に年齢を理由としたものではなく、自社や業界の損害率データに基づくものであると説明していたが、申請が却下されたことから、最終的に保険料引上げを断念することとした。

なお、プログレッシブは、メイン州の自動車保険契約の約 14%を取り扱っており、そのうち 65 歳以上の契約者も多い。2014 年の全米統計報告書によると、全米の平均年齢が 38 歳であるのに対して、メイン州の平均年齢は 44 歳であり、米国において最も高い。また、国家道路交通安全局（NHTSA）の統計データによると、メイン州における交通事故の死者数に占める 65 歳以上の割合は、米国の各州において最も高い。

(Insurance Jurnal 2016.8.16 ほか)

## 【豪州・規制動向】

### ○自動車ディーラーが販売する保険商品の販売手数料に 20%の上限設定

オーストラリア保険協会（ICA）は、自動車ディーラーで販売される付帯保険商品の販売手数料に 20%の上限を課す方針を示した。

自動車ディーラーが販売する付帯保険商品は、自動車に関連した経済的損失を補償する商品であり、消費者信用保険・全損時新車購入差額補償保険・車両故障補償保険等がある。

20%の上限を設ける背景には、販売手数料の比率が高く、補償内容の割に保険料が高い保険商品を自動車ディーラーが消費者に勧めているという、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）の市場分析調査結果がある。ASIC によると、調査対象の 3 年間で消費者が自動車ディーラーで加入した保険商品に支払った保険料 16 億豪ドル（約 1,232 億円）に対して、消費者が実際に受け取った保険金は 1 億 4,400 万豪ドル（約 111 億円）であった。一方、自動車ディーラーがこれら保険商品から得た販売手数料収入は 6 億 200 万豪ドル（約 464 億円）に達し、消費者の保険金受取額の 4 倍以上になっている。

ICA は、ASIC が本保険商品やその販売慣行に対して抱く懸念事項に対処するため、会員会社との間で、以下のような販売方法の改善を行うことを申し合わせた。

- 不適切な販売慣行に繋がるインセンティブを減じるため、自動車ディーラーに支払う販売手数料の上限について、ASIC による承認を前提に 20%までとする。
- 消費者がよりよい理解を得られるよう、情報公開を強化するとともに、業界主導の金融リテラシー教育の取組みを行う。
- 本保険商品から限られた利益しか享受できそうもない消費者を特定し、そのような消費者への販売を事前に抑止することのできる販売体制を構築する。

(ICA メディアリリース 2016.9.12、AM BEST 2016.9.12)

## 【シンガポール・市場動向】

### OMAS がフィンテックイノベーション・ラボを開設

2016 年 8 月 24 日、シンガポール通貨監督庁（MAS）は、フィンテックイノベーション・ラボの開設を発表した。「Looking Glass @ MAS」と呼ばれるこの施設は MAS の建物内に位置しており、開設の目的として主に次の 3 つの役割が挙げられている。

- ①MAS が金融機関、フィンテック関連新興企業、テクノロジーベンダーと共同して、フィンテックのソリューションを試すことができるようにする。
- ②法律、規制、およびビジネス関連事項といった分野の専門家の支援を受けて、フィンテック関連新興企業に役立つ協議を促進させていく。
- ③フィンテックに取り組む事業者等に対し、研修やネットワーク活動の場を提供する。

このラボは、関連業界が相互に協力して上記のような活動を展開するための、プラットフォームとして機能することが期待されている。金融監督当局であるMASが主導した本ラボの開設により、今後、シンガポールの金融分野におけるイノベーション文化の醸成がますます進む可能性がある。

(MAS ウェブサイト 2016.8.24、Asia Insurance Review 2016.8.25 ほか)